

公益財団法人草津市コミュニティ事業団マスコットキャラクター「まち活マッチ」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 草津市の協働のまちづくりを盛り上げ、皆さまからより親しまれる事業団としての魅力や特性を市内外に発信することを目的として草津市コミュニティ事業団（以下、「事業団」という。）が作製したマスコットキャラクター「まち活マッチ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

第2条 貸出の対象となる着ぐるみは、事業団マスコットキャラクター「まち活マッチ」の着ぐるみとする。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 理事長は事業団の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸し出しを希望するものが企画または実施する各種イベント等で、事業団のイメージアップに資すると認められる場合に、着ぐるみを貸し出すことができる。

(貸出の条件)

第4条 事業団は、第1条に定める趣旨に沿う催し物等での使用において、事業団ファンクラブ「まち活マッチの会」の会員に対して着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、1名以上の会員の属する団体に貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、原則として着ぐるみを使用する各種イベントの開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。

(貸出承認申請)

第5条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請書は、着ぐるみの借受けをしようとする日の6ヶ月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(貸出しの承認)

第6条 理事長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 事業団の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみを欠損し、または汚損するおそれがあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教法人を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 営利目的のみの活動に使用するとき（ただし理事長が特に認めた場合はこの限りでない）。
- (6) その他着ぐるみの管理上支障があるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書(様式第1号)により行うものとする。

3 同一時期の複数の申し込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は無料とする。

(貸出方法等)

第8条 第6条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、事業団が指定する施設の窓口にて、着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。

2 着ぐるみの貸し出し及び返却は、借受者が行うこととする。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 第三者に又貸ししないこと。

(4) その他理事長が別に定める条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第10条 理事長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消すとともに、当該借受者の以後の貸出承認申請について、承認しないものとする。

2 理事長は、借受者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第11条 借受者は、借り受けた着ぐるみを汚損したときは、当該借受者の責任と負担により修補またはクリーニングを行い、当該着ぐるみを原状に復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、借受者は、理事長が着ぐるみの修補またはクリーニングを求めたときは、これに応じなければならない。

(免責)

第12条 理事長は、着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害および借受者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害については、その補償の責めを負わない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別図1

